

重点要望(継続)

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課
農政水産部 農村振興課

2 肌腫を
ゼロに



12 つくる責任
つかう責任



「道の駅草津リノベーション」にかかる駐車場の拡大および県道とのアクセス強化について【国への要望、県への要望】

要望内容

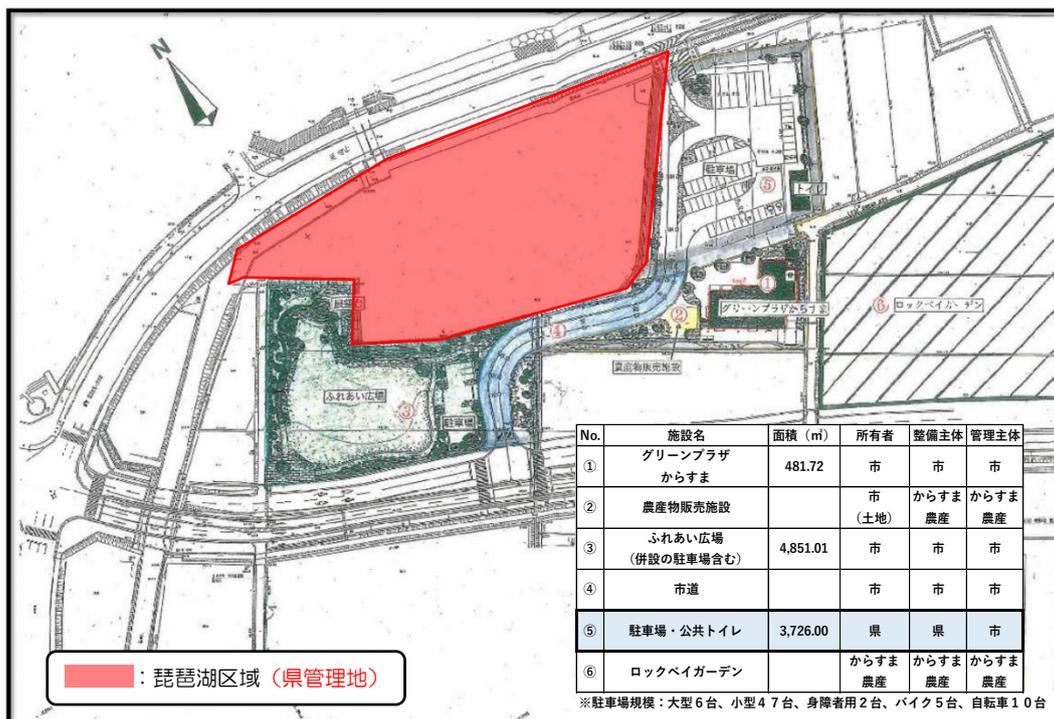
道の駅草津は、県と市が一体的に整備し、平成15年に開設した施設であり、駐車場等の道路部分は、道路管理者である県に整備いただいたが、現状としては、駐車場が狭く、日常的に混雑し、休日はその傾向が著しくなっている。また、県道近江八幡大津線からは、駐車場へ左折進入はできるものの、退出ができない状況にあり、道の駅の機能が十分に発揮できていない。

このため、本市では令和3年度に県や関係団体並びに地元住民・農業者との意見交換を踏まえ「道の駅草津リノベーション構想」を策定し、道の駅利用者の利便性の向上と烏丸半島周辺エリアの活性化を進めるため、令和5年度には基本計画を策定しました。

県におかれては、「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」で予定していただいている通り、令和9年度中の駐車場の拡大事業完了に向け、本市のリノベーション事業と調整の上、特段の配慮をお願いしたい。

また、事業の実施にあたっては、国・県からの財政面等での支援をいただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ 駐車場台数は48台と少なく、特に大型車両の駐車場が6台分しかないことから、道の駅草津の運営事業者である「有限会社からすま農産」からも、その施設の規模拡大について、強い要望がある。
- ・ 県道近江八幡大津線からは、大津方面に向かう車線からの進入はできるものの、県道への退出ができない。
- ・ 「ビワイチ」の休憩所としての機能が十分ではなく、その充実が求められている。
- ・ 道の駅草津の隣の「下物ビオトープ」を県に整備いただき、環境学習の場としての活用が求められている。
- ・ 道の駅草津は地域防災計画において、防災拠点として指定していることから、駐車場整備において防災機能を持った施設整備が必要である。
- ・ 近接する烏丸半島中央部（約9ha）において、民間事業者による開発事業を計画しており、道の駅草津を含めた烏丸半島周辺部の環境は大きく変化しようとしている。
- ・ 本市としても、ハード・ソフトの両面から、「道の駅草津リノベーション構想」の早期実現に向けて取組を進めている。

事業実施による効果

- ・ 駐車場の拡大と県道との出入口が整備されることにより、道の駅の利便性が向上し、普通車のみならず、大型車の利用の増加が見込める。
- ・ 本市の「道の駅草津リノベーション構想」に基づき駐車場拡大等の機能強化を行うことで、湖辺地域のにぎわい創出やビワイチを楽しむ方々へのサービス向上につながる。
- ・ 防災機能を備えた道の駅により、通行者の避難、受援部隊の拠点となる。
- ・ 道の駅草津のリノベーション事業を進め、烏丸半島（琵琶湖博物館、水生植物公園みずの森、烏丸半島中心部の開発）と連携を強化することにより、湖辺地域の活性化や観光客の誘客促進が図れるなど、地方創生の拠点形成が期待できる。

担 当：環境経済部 農林水産課 農林水産係
TEL：077-561-2347



要望先：滋賀県土木交通部 交通戦略課

地域公共交通の維持・強化に対する補助について 【国への要望、県への要望】

要望内容

バス交通については、コロナ禍以前の利用者まで回復していない状況に加え、深刻な運転者不足および高齢化など、大変厳しい経営状況となっている。

今後は、更なる高齢化が見込まれる中、多様な公共交通手段が相互に連携し、効率的かつ効果的で利便性が高い持続可能な公共交通ネットワークを形成するためにも、バス交通不便地における移動手段としての役割を担っているコミュニティバスおよびバス等では運行が困難な地域の移動手段としての役割を担っているデマンド型乗合タクシーは必要不可欠となる。

しかしながら、人件費・燃料費の高騰等による運行経費の増加等により地域公共交通への市の財政負担額は年々増加しており、本市のコミュニティバス事業で活用している「地域公共交通確保維持改善事業」(地域内フィーダー系統補助)における補助では維持することが困難な状況であるため、当該補助の上限額の撤廃について国へ働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

滋賀県におかれては、交通税の導入目的でもある地域の公共交通支援の考えに即し、「地域内フィーダー系統補助」との協調補助を実施していただくとともに、本市のデマンド型乗合タクシー事業で活用している、現行の「滋賀県コミュニティバス等運行対策費補助金交付要綱」にある、前年度実績額を補助金の限度額とする補助金限度額の特例の撤廃について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図

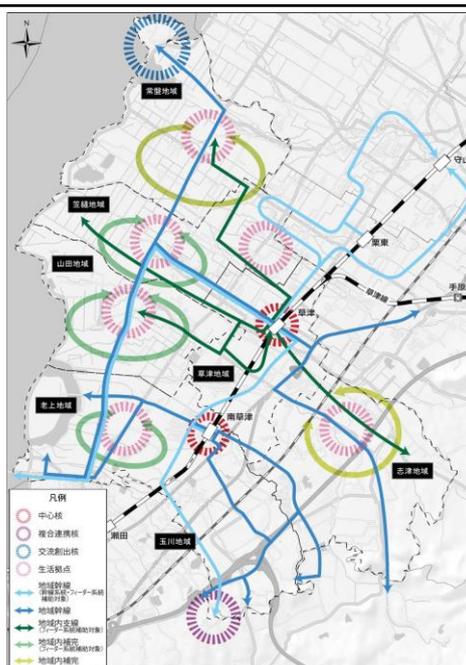
草津市地域公共交通計画

将来の地域公共交通ネットワーク

- 中心核
- 複合連携核
- 交流創出核
- 生活拠点



位置づけ	形態
地域幹線 (幹線系統・フィーダー系統補助対象)	路線バス コミュニティバス
地域幹線	路線バス
地域内支線 (フィーダー系統補助対象)	コミュニティバス
地域内補完 (フィーダー系統補助対象)	乗合タクシー
地域内補完	乗合タクシー



現状と課題

- ・草津市のバス交通は、高齢化の進展等による交通弱者の増加や、多様化する生活行動圏に対応する移動手段を確保するための交通施策の重要性の高まりにより、さらなるサービス水準の向上が必要とされているが、利用者の減少による便数の削減や路線の廃止等により現状の水準を維持することも困難な状況にある。
- ・市内を運行する地域公共交通のうち、地域間幹線系統の民間路線やコミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行に対して補助をしているが、人件費・燃料費の高騰等による運行経費の増加やコロナ禍による運賃収入減等により、地域公共交通に対する市の財政負担額は年々増加している。
- ・本市においては、一部の地域においてコミュニティバスの路線を短縮し、新たにデマンド型乗合タクシーを導入するなど、現在の移動サービスを一定維持しつつ費用対効果にも資する路線再編を行っている。
- ・令和6年5月策定の草津市地域公共交通計画の基本理念である「誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくり」を実現するためには、草津市が運行支援をしているコミュニティバスおよびデマンド型乗合タクシーの存続は不可欠であり、地域公共交通を維持していくためにも国および県の補助が必要不可欠である。

事業実施による効果

- ・滋賀県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結びつく。
- ・安定的な財源の確保により、持続可能な移動手段の確保に繋がる。
- ・バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・自家用車から公共交通への利用転換により、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等が図れる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：077-561-2343

要望先：滋賀県土木交通部 交通戦略課

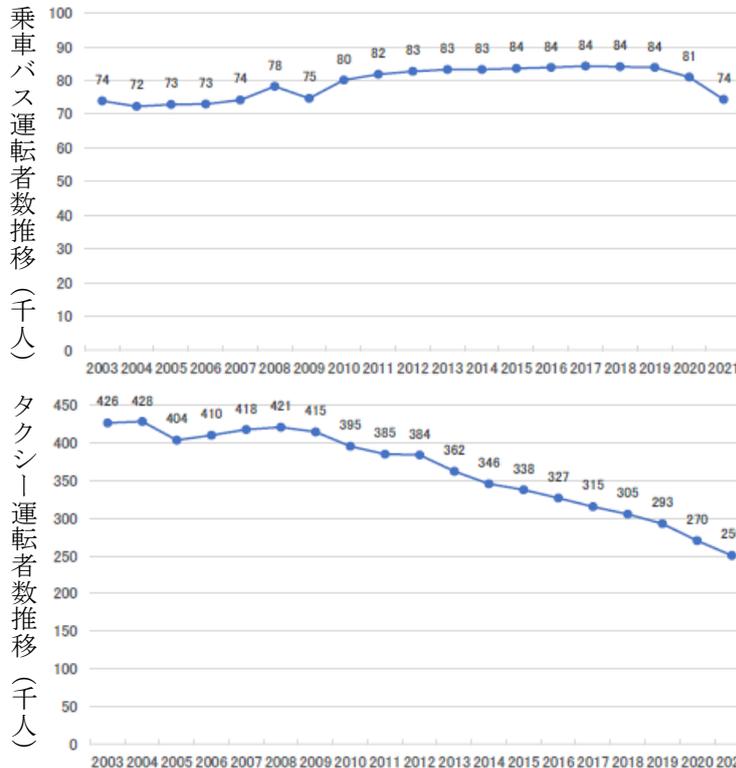
交通事業者の担い手（運転者等）確保に向けた支援について【県への要望】

要望内容

交通事業者においては、慢性的な運転者の不足および高齢化の状況に加え、運転者の労働時間にも制約がかかることになる労働時間改善基準改正いわゆる「2024年問題」により、その状況は更に深刻化している。

このような状況に鑑み、国におかれては、バス・タクシー等公共交通事業者の人手不足対策として、交通事業者に対して担い手（運転者等）募集に係る費用や二種免許取得等の教育費用に対する補助を実施されているところである。

滋賀地域交通ビジョンに基づき、地域交通によって「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動できる」社会を目指す滋賀県におかれても、担い手（運転者等）募集や教育費用（二種免許取得等）にかかる国の補助制度との協調補助を実施いただくなどの交通事業者の担い手（運転者等）確保に向けた支援の実施について、特段の配慮をお願いしたい。



▲厚生労働省「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」

▲乗合バス・タクシー運転者数の推移(全国) ※国土交通省「数字で見る自動車2023」から作成

現状と課題

- ・バス運転者の高齢化に加え、その労働時間にも制約がかかることになる労働時間改善基準改正により、路線バスおよびコミュニティバスの路線の再編（走行区間の短縮、早朝・夜間の時間帯での減便等）が急務となっている。
- ・草津市内の民間バス事業者においては、慢性的な運転者不足および高齢化や「2024年問題」の影響により、2024年4月から減便を伴うダイヤ改正や運賃改定などを実施されている。
- ・草津市のコミュニティバス「まめバス」においても、運転者不足等や「2024年問題」により運行継続が難しくなる一部の路線において、2024年4月からまめバス路線の一部短縮や減便などの路線再編を行っている。
- ・交通事業者の担い手（運転者等）の確保は、今後の地域公共交通の維持・確保に必須であることから、令和6年5月策定の草津市地域公共交通計画において個別施策のひとつに「担い手（運転者等）確保に向けた支援の検討」を位置づけ、交通事業者、県や国等の連携による支援の検討を行う。

事業実施による効果

- ・滋賀県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結び付く。
- ・地域公共交通および担い手（運転者等）の確保により、持続可能な移動手段の確保に繋がり、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・公共交通を維持・確保することにより、自家用車から公共交通への利用転換による環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等を図ることができる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：077-561-2343

要望先：滋賀県土木交通部 道路保全課

浜街道の整備について【県への要望】

要望内容

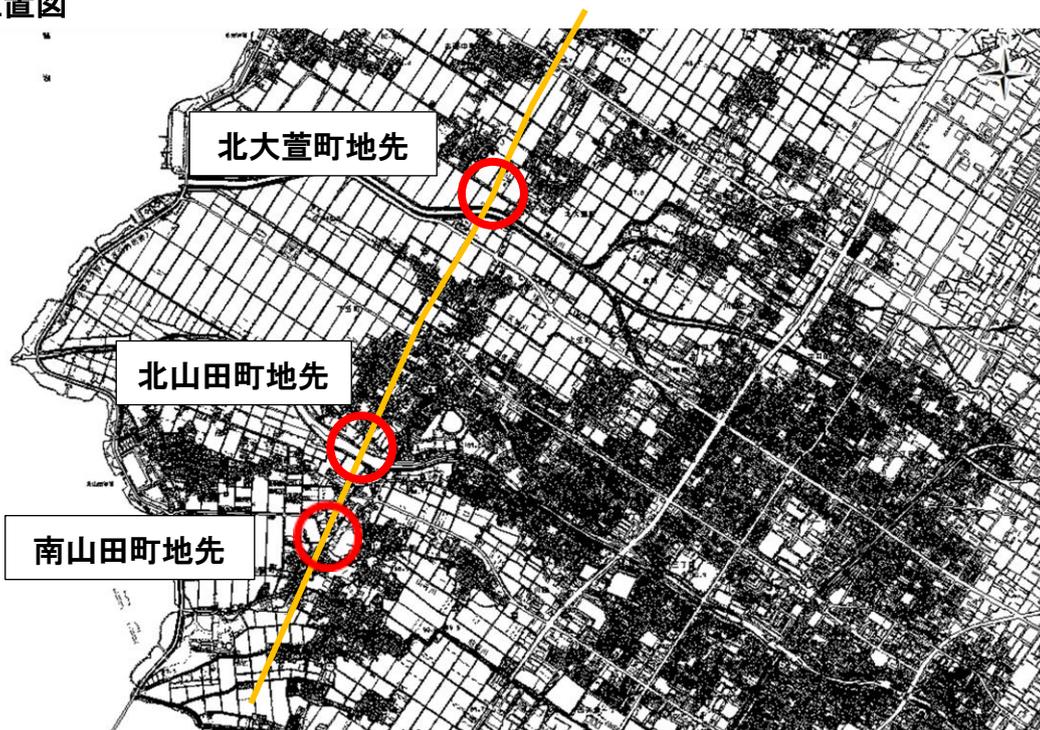
主要地方道大津守山近江八幡線（以下「浜街道」という。）は、草津市版地域再生計画において、郊外地域の「生活拠点」形成の軸となる幹線道路と位置付けるとともに、地域公共交通における地域間幹線系統（バス）が運行するなど、本市の郊外地域が持続可能なまちづくりを行う上で重要な主要地方道である。

一方で、県南北の交通を支える幹線道路として、日に1万台を超える交通量がある中で、幅員が狭く、歩道が未整備な箇所が存在するため、歩行者や自転車等により地域コミュニティを支える「生活拠点」へ安全安心に通行できる環境が十分に確保されていないところである。

については、滋賀県道路整備アクションプログラム2023に位置付けいただいた北大萱地先および南山田町地先について引き続き、歩道整備等の拡幅整備をいただくとともに、今後、新たな「生活拠点」の形成が予定されている地域について、浜街道におけるまちづくりと合わせた安全な移動の確保について、特段の配慮をお願いしたい。

また、北山田町地先（草津川跡地との接続部）については、道路改良工事に伴う課題整理について引き続き検討いただくよう特段の配慮をお願いしたい。

位置図



写真

- ① 浜街道 北大萱町地先
(葉山川橋梁付近)
- ② 浜街道 北山田町地先
(草津川跡地との接続部)
- ③ 浜街道 南山田町地先



現状と課題

- ・歩道が未整備の区間が多いため、歩行者の安全が確保できず非常に危険な状況にある。
- ・北大萱町地先葉山川橋梁付近については、近隣の集落や生活拠点へのアクセスを支える重要な道路であるが、歩道が整備されていないため、地域における拠点形成にあたっての支障となっている。
- ・草津川跡地については、引き続き、道路改良工事に伴う課題整理に向けて地元と協議を行っていく必要がある。
- ・南山田町地先については、急激に幅員が減少している区間であり、非常に危険な状況にある。
- ・山田地域では、地区計画に基づき民間事業者による「生活拠点」の形成が事業化されたことから、地域のまちづくりに合わせて、公共交通や徒歩、自転車等での生活拠点へのアクセス性向上を進めて行く必要がある。

事業実施による効果

- ・浜街道における自動車や歩行者等の円滑な通行形態が確保でき、通行時の安全性を高められることで、周辺地域の生活環境の改善につながり、草津市版地域再生計画に基づく持続可能なまちづくりに寄与する。
- ・歩行者の安全な通行を確保することができ、人命にかかわる事故等の未然防止を図ることができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 都市地域戦略係

TEL：077-561-6802

建設部

土木管理課

国県事業推進係

TEL：077-561-1501



要望先：滋賀県土木交通部 交通戦略課

JR南草津駅周辺エリアの交通対策について 【県への要望】

要望内容

JR南草津駅周辺エリアについては、交通渋滞の発生により、路線バス等の運行に支障が生じており、公共交通の定時制が損なわれている状況である。

今年度は、市・県・県警および立命館大学をはじめとする各関係機関と連携し、県が実施した南草津駅周辺の道路交通状況を可視化する調査研究の結果を踏まえた対策を検討するとともに、引き続き東西ロータリーの改良について「まちづくり」や「にぎわい」の観点も踏まえ、公共交通中心の新しい駅前づくりに向けて検討する。

滋賀県道路アクションプログラム2023に示されている拠点連携型都市構造の実現に向けて、駅へのアクセス道路や駅前広場の整備・機能拡充等により、地域公共交通ネットワークの中心となるバス交通の利用を促進し、乗り継ぎ環境や走行環境を改善する対策の推進について特段の配慮をお願いしたい。

また、滋賀地域交通ビジョンに基づき、地域交通によって「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動できる」社会を目指す滋賀県において、引き続き、南草津駅周辺エリアの交通渋滞の解消、ならびに公共交通の定時性等が確保されるスムーズな運行を目指し、公共交通の利便性の向上を図るために、広域的な交通対策について共に取り組んでいただきたい。

位置図



現状と課題

- ・ J R 南草津駅前東口ロータリー内の混雑は、ロータリー付近の信号機の運用変更により一定の改善を図ることができた。
- ・ 周辺道路においては交通渋滞が発生しており、路線バス等の定時性が損なわれており、特に夕方は立命館大学びわこ・くさつキャンパスから J R 南草津駅まで所要時間で最大 60 分程度かかる場合もある。
- ・ 駅周辺における渋滞緩和や定時性確保については、依然として課題があることから、引き続き、市・県・県警および立命館大学をはじめとする各関係機関が連携し、南草津駅周辺交通対策検討会においても、中長期の交通対策について検討する必要がある。
- ・ 滋賀県において、「拠点連携型都市構造」の実現に向け、道路アクションプログラム 2023 で取り組む道路整備に加えて、公共交通へのシフトを図る取組について今後推進することが示されている。
- ・ 今後の対策実施の際にも南草津駅周辺を含む広域的な交通対策や駅前広場の整備・機能拡充等について、県の支援が不可欠である。

事業実施による効果

- ・ 滋賀県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結び付く。
- ・ バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・ 自家用車から公共交通への利用転換により、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等が図れる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：077-561-2343

(都) 平野南笠線の整備促進について【県への要望】

要望内容

(都) 平野南笠線については、県の目指す広域道路ネットワーク形成において、「環びわこ放射状ネットワーク」における放射状道路を構成する路線のひとつであり、令和4(2022)年度に策定の滋賀県道路整備アクションプログラム2023において、国道1号以東の区間を、拠点間ネットワーク整備事業として位置付けていただいた。また、これらの具体的な整備に向けて検討をいただいているところである。

本市においても、第6次草津市総合計画において、将来のまちの構造における「環状軸」として位置付けており、新浜工区((都) 大江霊仙寺線～(都) 大津湖南幹線)については県に協力いただき事業を進めていくため、特に下記について特段の配慮をお願いしたい。

- ・大津市平野～国道1号の整備促進
うち、(都) 山手幹線～滋賀アリーナ(暫定2車線区間)の4車線整備

位置図・写真



現状と課題

令和6（2024）年度から令和7（2025）年度にかけての（都）山手幹線の供用や、びわこ文化公園都市の施設拡充により、交通量の増加が見込まれることから、幹線アクセス道路の整備が必要となる。

湖南地域において、各南北軸の主要な幹線道路を結ぶ東西アクセス道路が整備されておらず、交通混雑が発生している。特に、新名神高速道路草津田上ICからの東西アクセス軸として、（都）大津湖南幹線、国道1号、京滋バイパス、（都）山手幹線、さらには大津市平野までを東西に連絡する広域的な幹線軸となる道路整備が急務である。

なお、令和5（2023）年度から道路概略設計に取り組んでいただいている。

事業実施による効果

- 1 大津湖南地域と名神・新名神のアクセス性が向上するとともに、開通が予定されている新名神の区間（大津JCT～城陽JCT・IC）との相乗効果により、県外との交流ネットワークが充実し、近畿圏と中部圏との更なる交流の活発化が期待でき、産業振興に寄与できる。
- 2 周辺幹線道路のネットワーク効果が高まり、大津湖南地域の交通渋滞の緩和と産業振興に大きく貢献できる。
- 3 びわこ文化公園都市内に整備された滋賀アリーナや県立美術館などの施設への、県内外からの来訪者の利便性をより向上させることにより、利用促進を図ることができる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係 TEL：077-561-1501
都市計画部 都市計画課 計画係 TEL：077-561-2375



要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

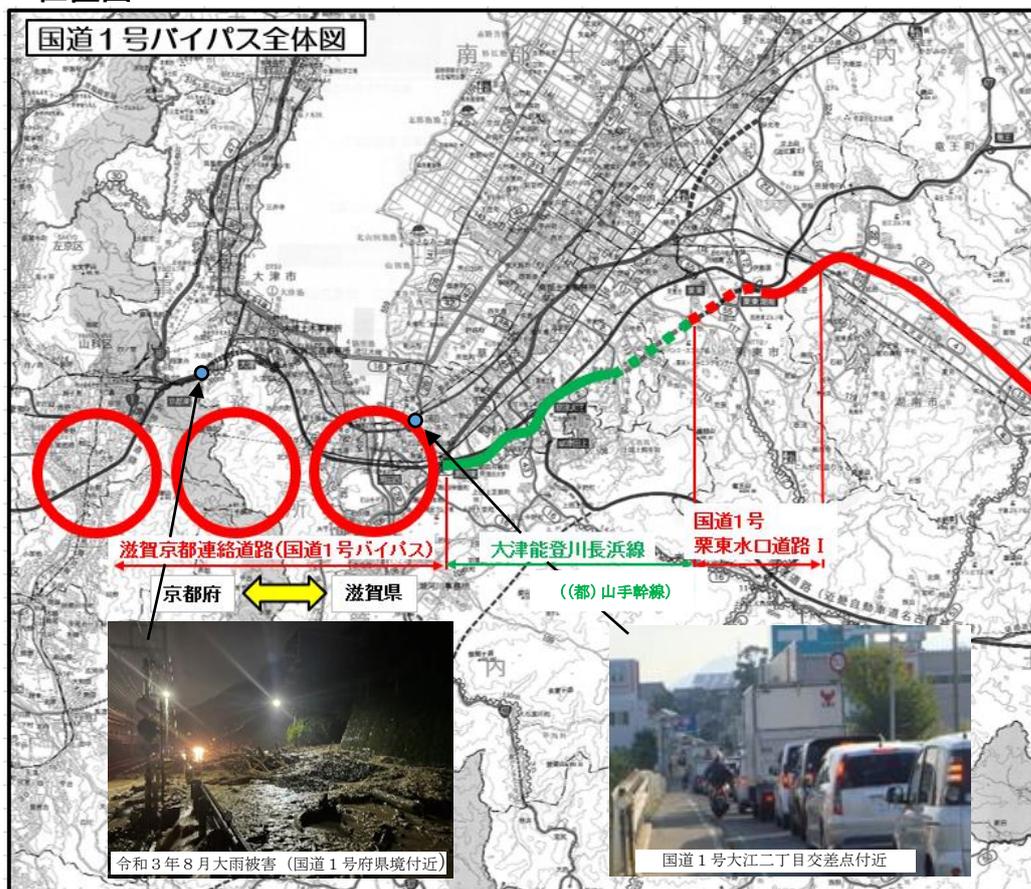
主要地方道大津能登川長浜線（(都)山手幹線）、栗東水口道路Ⅰの確実な整備の完了および滋賀京都連絡道路（滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス）の整備について【国への要望、県への要望】

要望内容

主要地方道大津能登川長浜線（(都)山手幹線）について、国道1号における慢性的な交通渋滞の緩和のために、令和6（2024）年度から令和7（2025）年度にかけての供用に向け、確実な整備および周辺交通への対策を進めていただくとともに、栗東水口道路Ⅰについても、令和7年秋供用に向け着実な整備の完了について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、供用後の影響を鑑み、その先線の道路ネットワークとして、滋賀京都連絡道路（滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス）の整備に向け、道路調査を強力に推進し、早期に計画を策定されるよう、国に対して積極的に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

国道1号は、県内の商工業や物流など経済活動に重要な道路であるが、草津市内はもとより滋賀・京都間において未だに2車線区間であり、交通の集中による慢性的な渋滞により経済・産業活動が大きく阻害されている。

また、令和3（2021）年8月大雨被害のほか、過去には平成25（2013）年9月の台風18号による豪雨や大雪により、国道1号に加え名神高速道路等の府県境の道路ネットワークが長時間にわたり寸断されたこともあり、その社会的影響を鑑み、機能強化が必要な状況となっている。

現在整備中である国直轄の国道1号栗東水口道路および主要地方道大津能登川長浜線（（都）山手幹線）が供用開始された場合、その先の滋賀・京都間がネックとなっていることから、草津市域の幹線道路においてさらなる渋滞が引き起こされることが懸念されている。供用開始後の交通対策について、関係機関で構成する山手幹線供用対策協議会を開催し、検討いただいている。

事業実施による効果

- 1 国道1号のバイパス機能を発揮されることと併せて、新名神高速道路草津田上ICとの接続が円滑化されることにより、広域基幹道路のネットワークが強化され、現国道1号の渋滞緩和による安定的・持続的な産業・経済の成長が期待できる。
- 2 災害時においても、確実な交通が確保されることにより、地域住民の安全・安心な生活の実現に貢献される。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係 TEL：077-561-1501
都市計画部 都市計画課 計画係 TEL：077-561-2375

重点要望(継続)



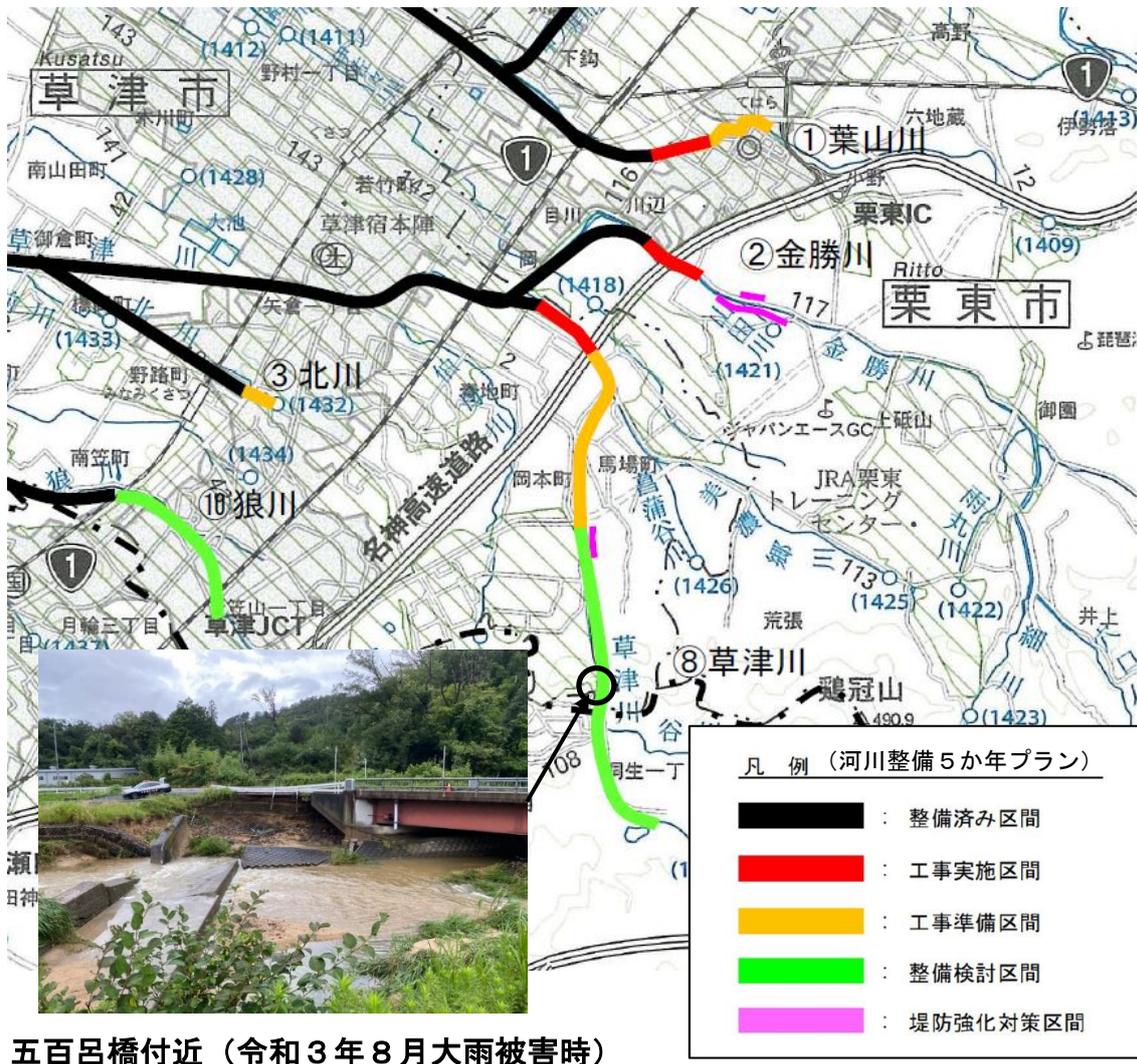
要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局

草津川上流部の河川改修の促進について【県への要望】

要望内容

近年、異常な豪雨が頻繁に発生し、草津川上流部では、令和3（2021）年8月大雨被害など、護岸洗掘による破堤被害の危険性が増しつつあるため、市民の生命財産を守るためにも、令和5（2023）年度末に策定された、「滋賀県河川整備5か年プラン」において、工事实施区間に位置付けられた区間について、地域と連携した着実な事業実施をいただくとともに、引き続き、工事準備区間・整備検討区間の早期事業化について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



現状と課題

一級河川草津川は、金勝川との合流点から上流部は依然として著しい天井川の形態を呈し、改修がなされていない。平成25（2013）年9月の台風18号では、草津川の堤防が一部崩れ、甚大な被害が発生するおそれのある状況であった。

当該河川は、集落から最大7～8mの高さがある天井川であり、河床の土砂堆積や、護岸等が老朽化している箇所が見受けられ、その対策が必要である。

上流部では、過去に水害が発生していることや、令和3年8月大雨被害など、近年全国的に想定を超えるような降雨による甚大な被害も発生していることから、水害に対する市民の不安が高まっており、安全・安心な市民生活確保のため、早急に河川改修を図る必要がある。

令和5年度に「甲賀・湖南圏域河川整備計画」を変更の上、策定された「滋賀県河川整備5か年プラン」において、金勝川合流部から名神高速道路までを工事实施区間、名神高速道路から山手幹線までを工事準備区間に位置付けいただいた。

事業実施による効果

- 1 甚大な水害が予想される当該河川の改修により、流域の治水安全度が飛躍的に向上し、安全・安心な市民生活を享受することができる。
- 2 浸水リスクの低減により、市街地の発展や地域の活性化が期待できる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係 TEL：077-561-1501
河川課 河川係 TEL：077-561-2397

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局、監理課

一級河川および県有地の適正な維持管理について 【県への要望】

要望内容

治水安全度の向上および周辺住民の生活環境の向上を図るために、草津川をはじめとした市内の一級河川や草津川廃川敷等の県有地における年2回の草刈、不法投棄防止を含むパトロール強化、立木伐採の適時実施および計画的な浚渫に取り組んでいただくよう特段の配慮をお願いしたい。

また、河川愛護活動事業については、参加団体が減少するなど、団体の負担が大きいため、実情に応じたより一層の制度の見直しに取り組んでいただくよう特段の配慮をお願いしたい。

写真



十禅寺川

南笠町地先（雑草繁茂・土砂堆積）



伊佐々川

西渋川一丁目地先（土砂堆積）



狼川

南笠町地先（雑草繁茂・土砂堆積）



草津川廃川敷

上笠四丁目地先（雑木・雑草繁茂）

現状と課題

草津川廃川敷および一級河川、特に草津川については堤体が広大で、夏季には雑草や雑木が繁茂して害虫等が発生しているとともに、土砂堆積により、増水時に水位が上がりやすい状況であり治水安全上の懸念がある。昨年度は、草津川（橋岡町地先）などの浚渫を実施いただいたが、年1回の草刈では雑草が繁茂している状況である。他の一級河川においても、雑草繁茂により、不法投棄が行われる場所となり、その対応に苦慮している。

また、沿川農用地の利用者や周辺自治会が河川愛護等により清掃作業に取り組んでいただいているものの、高齢化等により作業参加に限界がある団体が増加していることから、河川愛護活動事業に対する支援や制度設計の見直しが必要であり、加えて、引き続き河川管理者による適切な維持管理が必要である。

事業実施による効果

- 1 適正な管理により、治水安全度の向上や、沿川・沿道住民の良好な生活環境が確保できるとともに、農作物への害虫被害が軽減されるなど、市民が安全で安心できる快適な生活環境の創出につながる。
- 2 廃川敷地の有効利用が図れるとともに、良好な生活環境の確保もできることから、これらを生かした地域のまちづくりにつながる。
- 3 事業参加に限界が近づく地域団体においても、河川愛護活動事業の継続が可能となる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

一般国道1号草津市矢倉二丁目地区歩道整備について 【国への要望】

要望内容

一般国道1号草津市矢倉二丁目地区歩道未整備区間(上り)については、南草津駅前付近であり歩行者が多いものの、歩道が整備されておらず大変危険であることから、歩道の今年度内完成について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



写真①



写真②



現状と課題

一般国道1号草津市矢倉二丁目地区については、生活道路としても利用されているが、歩道が未整備であることから、歩行者・自転車が路肩を通行することになり、大変危険な状況となっている。自転車が歩行者を追い越す際、突然車道にはみ出すなど危険な走行が見られる。

また、滋賀県の事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の事故危険区間リストに選定されている。

事業実施による効果

当該整備により、国道1号の交通安全対策に寄与でき、事故危険区間の解消へとつながる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：077-561-1501

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

一般国道1号月輪電線共同溝の整備について 【国への要望】

要望内容

一般国道1号については主要幹線道路であるが、2車線で無電柱化されていない区間があり、災害時の緊急輸送に支障をきたす可能性があることから、災害時における緊急輸送道路の機能を確保できるよう、順次、無電柱化を推進いただきたく、特に令和5(2023)年度から事業化いただいている月輪電線共同溝の整備推進について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



現状と課題

一般国道1号については緊急輸送道路であるが、草津市域において、2車線が無電柱化されていない区間（京滋バイパスとの分岐部から大津市域界まで）があることから、災害時に電柱が倒壊した場合、緊急車両の通行が遮断される可能性がある。

また、生活道路でもあることから、歩行者の通行も多く、安全で快適な歩行空間の整備が求められる。

事業実施による効果

- 1 電線共同溝を整備し無電柱化することで、国道1号の災害時における緊急輸送道路を確保することができ市域の救急支援活動に寄与する。
- 2 安全で快適な歩行空間および良好な都市景観の形成を図ることにより、安全・安心で魅力的なまちづくりに寄与する。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：077-561-1501

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局

市街地における一級河川の改修と公共下水道（雨水）整備との連携について【県への要望】

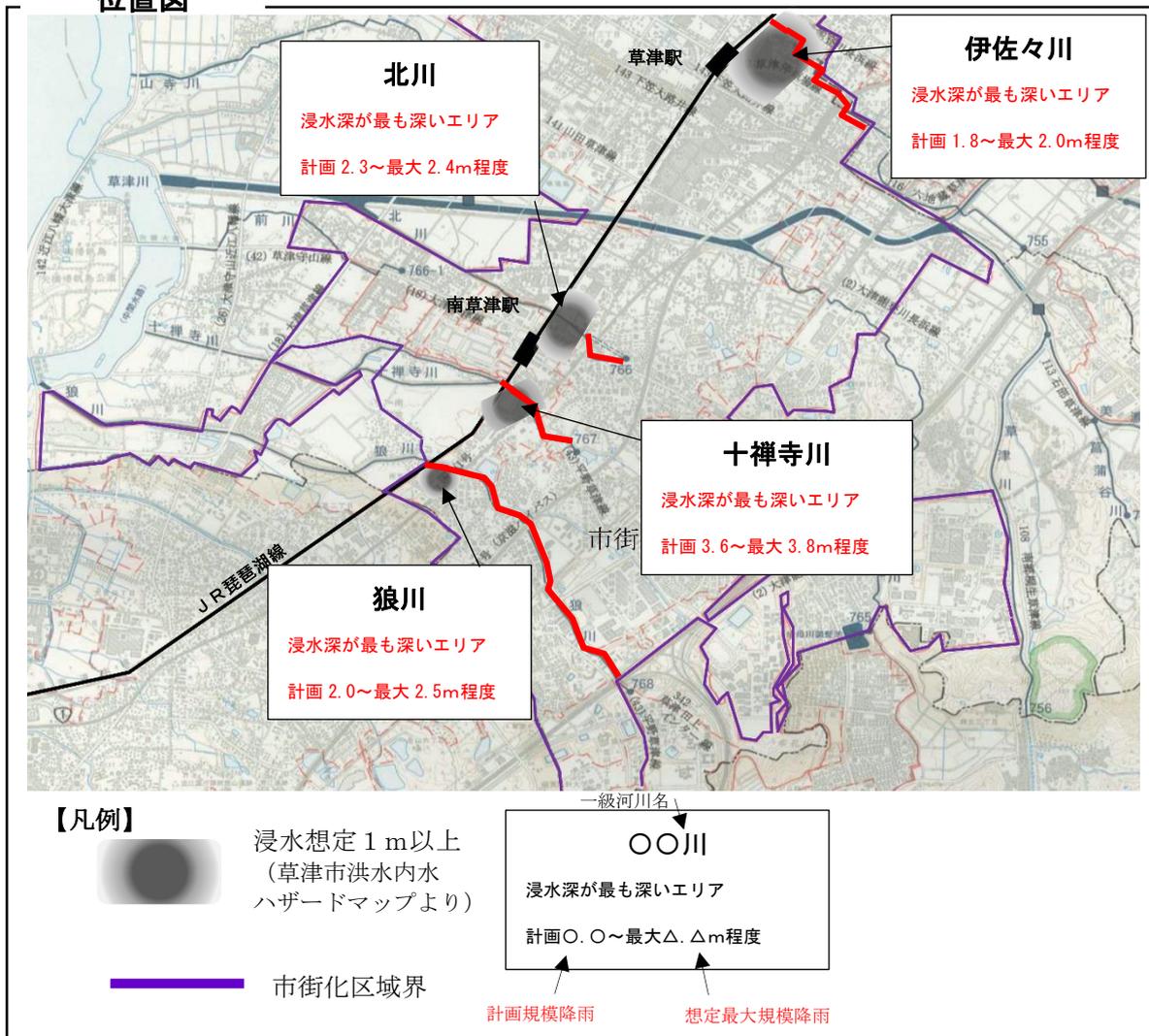
要望内容

市街地において一級河川上流部が未改修となっていることから、大雨や台風などによる浸水被害軽減のため、市が実施する公共下水道（雨水）整備の吐口となる、一級河川北川、狼川、十禅寺川、伊佐々川の改修を積極的に進めていただきたい。

特に河川整備計画に位置付けのある下記の河川について、特段の配慮をお願いしたい。

- ① 北川（JR交差部から国道1号まで、および国道1号より上流0.3km）の早期完成
- ② 狼川（調査検討区間1.8km）の概略設計

位置図



現状と課題

平成25（2013）年9月の台風18号の豪雨において、草津川や狼川の堤防が一部崩れ、また、十禅寺川では越水のおそれがあったため、土のうを積み水防活動で緊急的な対策を講じたところである。

北川はJ R交差部上流約220mまで、十禅寺川・狼川はJ R交差部下流側まで改修済みであるが、市街化区域内の住宅密集地となっている上流部が未改修であり、天井川のままでは治水安全度が低く危険な状況である。

草津市洪水・内水ハザードマップにおいては北川、十禅寺川、狼川、伊佐々川のJ R交差部上流域では浸水深が1.8m～3.8m程度の範囲が存在し、すべての河川が市街化区域内にある天井川である。

これら市街地の浸水被害軽減のために市では雨水施設整備を実施したいが、その流末となる一級河川が改修できていないことから事業実施に支障をきたしている。

事業実施による効果

大雨災害時、甚大な被害が予想されることから、一級河川の改修により被害を未然に防ぐとともに、流域内の抜本的な治水対策が図れ、住民の生命財産を守り、安全で安心な市民生活につながる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397

重点要望(新規)

要望先：滋賀県土木交通部 住宅課
滋賀県総合企画部 県民活動生活課



公営住宅建替事業への支援について【国への要望】

要望内容

老朽化が進んだ公営住宅の建替について、早期に事業着手が必要な団地を選定するため、令和3年3月に策定した「草津市公営住宅建替基本計画」に基づき、計画の中で最も優先順位が高かった木川団地、西一・下中ノ町団地について建替事業に着手するものである。

建替事業に必要な業務を実施するにあたり、円滑な事業実施が図れるよう交付金要望額の重点的な確保について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

建替後イメージ図



木川団地建替イメージ（共同住宅タイプ）

※上記パース図は、あくまでイメージであり、実際に建てる市営住宅とは異なります。

現状と課題

市中心部の小規模団地には法定耐用年限を間近に迎える住戸を保有しており、それらの更新が課題となっている。住宅政策における上位計画である「草津市住生活基本計画」で想定する公営住宅等の需要に適切に対応するために必要なストックの構成を早期に整えるとともに、「草津市公営住宅建替基本計画」に基づき、建替により集約化を進め、維持管理コストの縮減を図っていく必要がある。

建替事業は、現地建替を予定しているため、高齢な入居者等に仮移転および本移転をお願いする必要がある。

入居者に複数回の転居を求める事業であり、入居者の生命財産を守る観点から着実な事業実施が求められている。

事業実施による効果

老朽化が進む公営住宅について、高齢者や子育て世帯等に優しい公営住宅の整備を行うことにより、高齢化が進み、公営住宅等への居住ニーズが高まる中、適切に高齢者等の住宅確保要配慮者等の居住の安定と集住を進め、住宅に困窮される市民に対し、平時・有事を問わず安全で快適な住まいの供給が可能となる。

担 当：建設部 市営住宅課 市営住宅係
TEL：077-561-2395

重点要望(継続)



要望先：滋賀県土木交通部 都市計画課

草津川跡地の整備に対する支援について 【国への要望、県への要望】

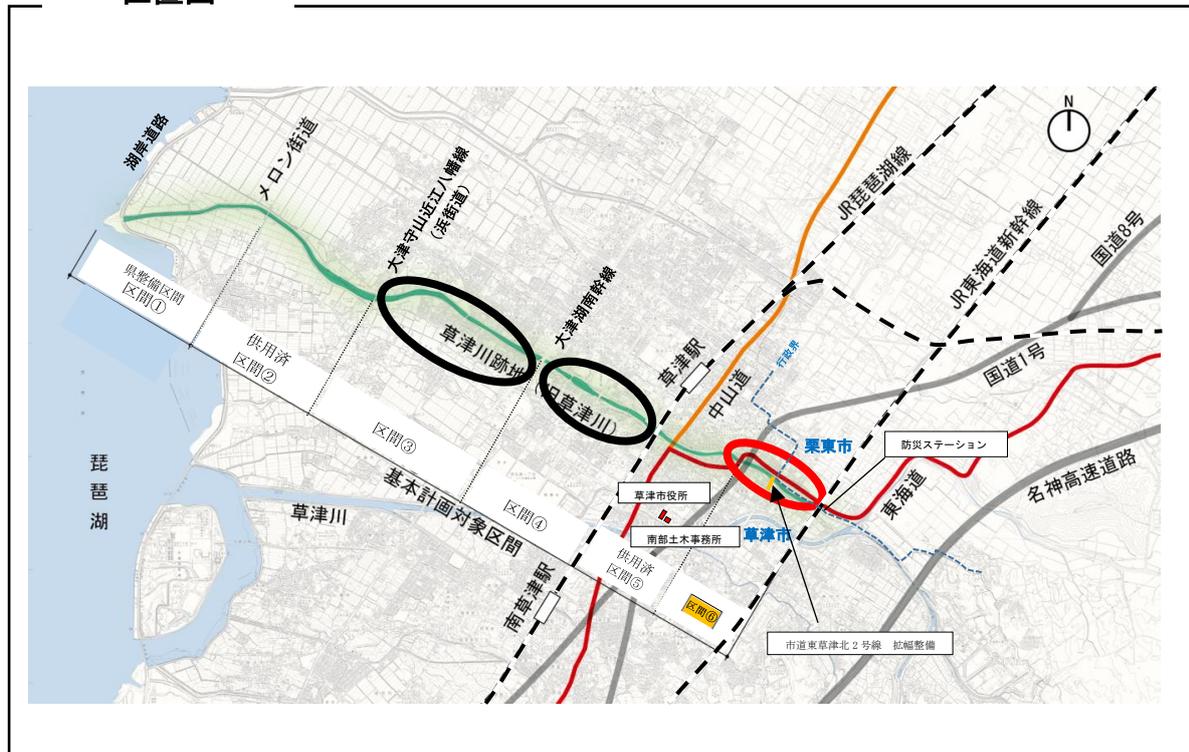
要望内容

草津川跡地について、優先整備区間とした区間2および区間5をそれぞれ、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）として平成29（2017）年4月に供用開始した。

今回の整備区間にあたる区間6について引き続き、県におかれては、草津川跡地整備事業に対する財政支援と栗東市との共同事業のための支援、調整について、特段の配慮をお願いするとともに、関連事業である市道東草津北2号線の拡幅整備も含め、財政支援について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、将来的な事業実施にあたっては、国および県からの支援について、国への働きかけを含め、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

草津川跡地整備事業は、平成23（2011）年に策定した草津川跡地利用基本構想および平成24（2012）年度に策定した草津川跡地利用基本計画に基づき、草津川跡地を琵琶湖と市街地を結ぶみどり軸として整備しているが、関連する市道の整備も含め事業には多額の費用が必要となることから、事業実施にあたっては、国の補助金等の積極的な財政支援が必要であり、また、平成25（2013）年3月に締結した県との覚書に基づき、引き続き、県の財政支援と、区間6において栗東市の事業が円滑に進められるよう調整していただく必要がある。

事業実施による効果

- 1 貴重な自然環境との調和に配慮しながら緑地空間を創出することにより、県民の生活にうるおいとやすらぎを与えることができる。
- 2 天井川や旧街道など県民に親しみのある歴史的資源を保全・活用することにより、まちの魅力を向上させることができる。
- 3 琵琶湖湖岸から防災ステーションまでを緊急輸送の道路として整備することにより、広域防災機能を補完することができ、沿線住民の一次避難地としての役割を果たすことができる。
- 4 新たな集客・魅力拠点を整備することにより、中心市街地活性化とともに、にぎわい空間を創出することができる。
- 5 本市だけでなく県の観光・集客施設として認知され、周辺地域の経済効果や県外等から観光客増加が見込まれる。
- 6 関連する市道の拡幅整備により、草津川跡地（区間6）と都市計画道路矢倉草津線（ふれあいロード）を結ぶ道路が確保され、国道1号・栗東方面への利便性を向上させることができる。

担 当：建設部 草津川跡地整備課 整備管理係 TEL：077-561-6867
道路課 管理用地係 TEL：077-561-2390

重点要望(継続)

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局
滋賀県商工観光労働部 観光振興局



草津川跡地河口部の整備について【県への要望】

要望内容

草津川跡地について、優先整備区間とした区間2および区間5をそれぞれ、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）として平成29（2017）年4月に供用開始した。

区間1については、河川管理者である県において一級河川琵琶湖の整備として、平成28（2016）年度から整備工事に着手され、令和元（2019）年度に、自転車歩行者道（左岸）を開通し、令和3（2021）年度は湖岸道路アンダー部を整備いただいた。

引き続き、河川内の整備とその活用、維持管理を検討いただきながら、事業の早期完了について、特段の配慮をお願いしたい。

また、“ビワイチ”のコンテンツのひとつとして“ビワイチ・プラス”の推進とともに、草津川跡地公園（区間2）および草津川跡地公園（区間5）への自転車による周遊につながる施策展開についても併せてお願いしたい。

位置図



湖岸道路アンダー（整備後）

現状と課題

平成28（2016）年度から整備工事を進めていただいているが、河川内の整備や活用、維持管理等については、引き続き地元との調整を進めていく必要がある。

令和元（2019）年度にナショナルサイクルルートに認定され、令和4（2022）年4月1日にビワイチ推進条例が施行された“ビワイチ”に関連したサイクルツーリズムの創出や草津川跡地公園（区間2）および草津川跡地公園（区間5）への自転車による周遊につながる施策、整備により、県内における“ビワイチ”のネットワークを形成する必要がある。

事業実施による効果

- 1 親水空間や災害時の緊急輸送道路としての機能が発揮されることで、事業効果を発現できる。
- 2 県が目指している自転車の安全なサイクルルートの確保により利便性が向上し、“ビワイチ”に関連したサイクルツーリズムが国内外へのPRにつながり、サイクルツーリズムを通じた新たな事業展開により、市内はもとより、県内外のにぎわいや地域活性化につながる。
- 3 “ビワイチ”に関連した新たな観光事業をはじめ、周辺地域と連携した回遊性向上に向けた事業を実施することにより、新たな地域活性化の仕組みづくりにつながる。

担 当：建設部 草津川跡地整備課 整備管理係 TEL：077-561-6867
環境経済部 商工観光労政課 商業観光係 TEL：077-561-2351

要望先：滋賀県教育委員会事務局 教育総務課

学校施設環境改善交付金の確実な事業採択、早期の 交付決定および補助単価の引き上げについて 【国への要望】

要望内容

学校施設の改修や設備の更新工事等に係る学校施設環境改善交付金の確実な事業採択、早期の交付決定および補助単価の引き上げについて、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

本市の小中学校については、昭和40年代後半から50年代に建築した施設が多く、建物や設備の老朽化が進んでいるため、改修や更新等を行う必要がある。

また、グラウンドについても老朽化が進み、降雨後数日経過しても水が引かず授業が出来ない等支障をきたしており改修を行う必要がある。

これらの事業実施には多大な財政負担を伴うため、市単独での実施は困難であり、国による補助が必要不可欠である。特に、屋外教育環境事業（グラウンド改修）は令和6年度で補助が終了となるため、今後改修ができるかを懸念している。

については、自治体において年度当初から円滑な事業実施ができるよう、国において必要な予算を確保し、確実な事業採択、早期の交付決定および補助単価を実態に見合った額に引き上げをされるよう要望する。

<令和7年度実施予定工事等>

- ・南笠東小学校予防改修1期工事
- ・笠縫小学校長寿命化改修工事実施設計
- 【予定】令和8年度：1期工事、令和9年度：2期工事
- ・草津小学校トイレ改修工事
- ・高穂中学校体育館トイレ改修工事
- ・矢倉学校校舎棟非構造部材改修2期工事
- ・松原中学校グラウンド改修工事

<直近の交付決定時期>

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・令和4年度（第2次補正予算・一般） | 令和5年2月16日 |
| ・令和4年度（第2次補正予算・強靱） | 令和5年2月16日 |
| ・令和5年度（第1次補正予算・一般） | 令和6年2月22日 |
| ・令和5年度（第1次補正予算・強靱） | 令和6年2月22日 |

事業実施による効果

- 1 確実な事業採択により、学習環境の改善および児童生徒の安全・安心の確保の推進を図ることができる。
- 2 早期に交付決定を受けることにより、円滑に事業を進めることができる。
- 3 補助単価の引き上げにより、学校設置者の負担を軽減することができる。

担 当：教育委員会事務局 教育総務課 施設係
TEL：077-561-2426

小中学校の正規教員の適正な配置と、臨時講師・非常勤講師の人材確保と紹介について【県への要望】

要望内容

年度当初から欠員が生じないように、専科指導教員（教科担任制・英語専科）を含め小中学校の正規教員を適正に配置していただくよう、特段の配慮をお願いしたい。また、臨時講師・非常勤講師ができる人材を県で確保していただくとともに、学校の要望に応じて紹介していただくシステムの構築や、学校現場に適した人材の紹介についても、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

児童生徒数の変動による学級数の増加や、専科指導教員（教科担任制・英語専科）の導入により、学級担任が病休等を取得した場合は、専科指導教員では担任を受け持つことが現状としてはできないため、年度当初から学級担任を受け持つことができる正規職員に欠員が生じている。

このような状況にあわせ、欠員を補充するため県の講師登録者に依頼するが、既に他校で勤務している等の理由からほとんど承諾してもらえず、講師の確保に多くの時間と労力を費やしている。

さらに、これまで教科の特性から特に中学校の講師確保に多大な労苦を費やしてきたが、近年は小学校の講師まで確保することが容易ではなくなってきており、県教育委員会からさまざまな加配の措置をいただきながら、実際のところ、人が「いない」という現状から、加配制度の活用のための人材確保に苦慮する状況が生じている。

年度当初から欠員が生じないようにするための小中学校の正規教員の適正な配置、臨時講師・非常勤講師の県での人材確保や学校現場に適した人材の紹介等のシステムの構築を図っていただきたい。

なお、学級担任を受け持つことができる英語専科指導教員の配置を要望するものであるが、前提として、「小学校英語パイオニア実践プロジェクト」の実施における英語専科指導教員自体が全校配置を満たしていないため、学校規模に適した配置が困難な状況にある。については、引き続き、英語専科指導教員の全校配置についても要望する。

事業実施による効果

- ・学級担任の不在や教務による代行など、子どもや保護者の不安を和らげるとともに、スムーズな学級経営・学習指導を行うことができる。
- ・専科指導教員（教科担任制・英語専科）の指導学級においては、担任業務の負担を軽減し、学級運営や他教科の指導に関する教育の質を向上させることができる。
- ・学校が必要な時に、講師を確保することが可能になる。
- ・講師を探すために使っていた時間と労力を他の業務に充当したり、業務の削減を図ったりできる。
- ・職務能力が不十分な講師を雇用するリスクがなくなる。
- ・小学校に英語専科教員の増員とそれに応じた効果的な運用システムを構築することで、他の教員の全体的な指導力が底上げされ、英語教育の質を高めていくことができる。

担 当：教育委員会事務局 学校教育課 教職員係
学校政策推進課 学校政策推進係
TEL：077-561-2436
077-561-6981

重要要望(継続)

要望先：滋賀県教育委員会事務局
特別支援教育課 教職員課



特別支援教育充実のための人的配置および「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金について【国への要望、県への要望】

要望内容

特別支援教育（インクルーシブ教育）の充実のため、次の3点について特段の配慮をお願いしたい。

- ・ 特別支援教育コーディネーターの専任化
- ・ 医療的ケアのための看護職員配置事業における県補助制度の基準緩和、ならびに人材確保のための体制整備と補助制度の拡充(単価の引き上げ)について、国への働きかけ
- ・ 合理的配慮コーディネーターの増員および県補助制度の基準緩和

要望理由

- ・ 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の中で、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努めることと明記された。児童生徒に、個に応じた教育を行うためには、専門的な知識や経験や関係機関との連携、校内就学委員会やケース会議等の企画・運営等が必要で、業務量が多く、他の業務と兼任する現状においては、十分な支援をすることが困難である。
- ・ 医療的ケアのための看護職員は児童生徒の健康維持や安全確保において非常に重要な役割を担っていると同時に、医療的ケアが必要な児童が義務教育を受けるために欠かせない人員であるにもかかわらず、看護師が不足しており人材確保が困難である。今年度の県補助制度の実施要項変更に伴い、児童生徒の障害の状況によって補助事業対象となるモデル校数が減少したことから、インクルーシブ教育システムの構築に遅れが生じる。

- ・「地域で学ぶ」支援体制強化事業である合理的配慮コーディネーターについては、配置基準に満たない学校にも支援対象児童生徒が在籍しており、補助金の対象外となっているため手厚い支援ができない状況にある。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第11条第1項の規定に基づき、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）の一部を改正し、令和6年4月1日から施行されるにあたり、その中の合理的配慮例による「一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定する」ことが難しい。

現状と課題

【現状】 令和6年度4月

- ・特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒の在籍校と児童数
16校 33名
- ・合理的配慮コーディネーターと対象児童数
8校に配置 コーディネーター8名 児童数21名
- ・医療的ケアのための看護職員と対象児童
6校に配置(うち県補助対象は1校) 看護職員6名 児童数7名

【課題】

- ・特別支援教育コーディネーターが他の業務を行っていることで、すべての就学相談の対応が困難である。
- ・医療的ケアのための看護職員の人材確保が確定されないことで、保護者の職の安定につながっていない。
- ・補助金について、インクルーシブ教育システムの構築を進めるための事業であるが、令和5年度、令和6年度の実施要項の変更によって、補助事業対象となるモデル校数が減り、インクルーシブ教育システムの構築が遅れる。
- ・実際には、配置校以外にも支援を必要としている児童生徒は在籍しており、1学級に2名以上という条件かつ当該特別支援学級に児童生徒4名以上在籍の学校にのみ配置されているため、基準に満たない学級に在籍する児童生徒への一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定することが難しい。
- ・合理的配慮コーディネーターのコーディネーターとしての職務増加に伴い、人材確保や育成が難しい。

事業実施による効果

- ・特別支援教育コーディネーターの専任化により、校内就学委員会やケース会議等に適切な支援が図られ、相談の充実、個に応じた教育が一層進む。
- ・看護師を配置いただくことで、医療的ケアを必要とする児童生徒および保護者が安心して学校生活を送ることができる。また、担任や、全教職員が看護師と連携を図りながら健康状況を確認し、適切な指導を行うことができる。
- ・合理的配慮コーディネーターにより、個別の障害の状況を的確に把握し発達段階に即した支援を充実させることで、障害の有無に関わらずともに学ぶ共生社会をめざす学校作りを行うことができる。
- ・合理的配慮コーディネーター、医療的ケアのための看護職員の配置数が増えることで、インクルーシブ教育システムの構築が進む。
- ・合理的配慮コーディネーター、医療的ケアのための看護職員が配置される補助事業対象となるモデル校が増加し手厚く配置されることで、支援の対象となる児童生徒の就学先として、保護者・児童生徒が安心して地域の小中学校を選択することができるとともに、適切な就学指導を行うことができる。

担 当：教育委員会事務局

児童生徒支援課 児童生徒支援係

TEL：077-561-2437

要望先：滋賀県警察本部 警務部

交番の増設および警察官の増員について 【国への要望、県への要望】

要望内容

良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪認知件数が多く、交通事故も増加傾向にある南草津エリアの交番の増設およびこれに対応した草津警察署への警察官の増員について、国への働きかけを含め、特段の配慮をお願いしたい。

また、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の地区計画の取り組みを踏まえ、生活拠点地区内への移設について、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

草津市では、平成16年以降、犯罪率が県内都市部でワースト1の状況が続いており、交通事故も増加傾向にある。さらに、草津署管内においては、刑法犯認知件数の多い南草津駅交番や野村交番等を抱えている。こうした状況の中、現状としては、大型商業店舗や駅周辺などを中心に自転車盗や万引き等の犯罪が依然として多く発生しており、特殊詐欺の発生件数も増加傾向にある。

これらの犯罪を未然に防止するため、市民は自主的な防犯団体を組織してパトロール等を、また市や草津警察署では巡回啓発や街頭啓発等を、それぞれの立場で成し得る防犯活動を協働しながら進めている。さらに、市では学区や町内会等への防犯カメラ設置補助事業に加え、新たに市の防犯カメラを令和4年度に170台設置し、令和5年度にも180台を設置しており、独自の防犯対策を強化した。

こうした地域の取り組みに対し、良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、滋賀県独自の警察官増員を措置いただいたところであり、引き続き、国に対して警察官定員増員にかかる警察法施行令の改正を働きかけいただくとともに、南草津エリアをはじめとする交番の増設などの抜本的な体制強化が必要と考える。

なお、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の地区計画の取り組みを踏まえ、生活拠点地区内への移設が必要である。

事業実施による効果

- 1 良好な治安の維持・安全で安心して暮らせる地域社会の実現
- 2 県民・市民の安心感の向上

担 当：総合政策部 危機管理課 危機管理係
TEL：077-561-2325

